



国民年金

▶ 姫路年金事務所 (☎079・224・6382) ▶ 国保医療年金課 (☎64・3240)
▶ 地域振興課 (☎75・0253) ▶ 地域振興課 (☎72・2523) ▶ 地域振興課 (☎322・1451)

付加保険料を納付しませんか

付加年金制度とは

老齢基礎年金は、年額847,300円(20歳から60歳になるまでの40年間の全期間保険料を納め、65歳から受給した場合)ですが、将来受け取る老齢基礎年金をより多くしたい方には、付加年金制度があります。これは、毎月の国民年金保険料に付加保険料を上乗せして納付することで、受給する年金額を増やす制度です。

付加保険料は1カ月400円

付加保険料を納付することができるのは、国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者の方です。(申込月からの納付となり、さかのぼって納付することはできません)
※第1号被保険者…自営業、農林漁業者、学生などや厚生年金加入者の配偶者で収入があるため扶養になっていない方
※保険料の免除・猶予を受けている方や国民年金基金に加入している方は、納付することができません。ただし、産前産後免除を受けている期間については納付することができます。

将来受け取る付加年金額は

付加年金額(年額)は「200円×付加保険料納付月数」で計算します。
例えば、付加保険料を20歳から60歳まで40年間(480カ月)納めた場合、総納付額は192,000円(400円×480カ月)ですが、65歳から老齢基礎年金と一緒に支給される付加年金は年額96,000円(200円×480カ月)となります。受給開始から2年間で、納めた付加保険料相当分の年金を受け取ることができ、それ以降も年額96,000円が付加年金額として老齢基礎年金に上乗せされます。847,300円+96,000円=943,300円(年額)
なお、付加年金は、老齢基礎年金の受給権を得た月の翌月から支給され、老齢基礎年金を繰上げ受給(60歳~64歳で受給)または繰下げ受給(66歳以降で受給)する場合は、付加年金も繰上げ・繰下げ受給となり、老齢基礎年金の減額率・増額率に応じて減額・増額されます。

6月分 国民年金保険料

▶ 口座振替日 7月31日(金)
定額 1カ月 17,920円
付加つき 18,320円

現金納付の方、スマホ決済の方も
お忘れなく、7月31日(金)までに
納めてください。



国民健康保険に加入されている方へ 8月から国民健康保険資格確認書が切り替わります

資格確認書の更新は8月1日です。7月末日までに新しい資格確認書(藤色)を送付しますので、8月から医療機関等の窓口で提示してください。



マイナ保険証をお持ちの方へ

マイナ保険証をお持ちの方は資格確認書は交付されません。資格情報のお知らせが交付されます。(既に有効期限のない資格情報のお知らせをお持ちの方には送付されません。)資格情報のお知らせは、単体では受診できませんが、顔認証付きカードリーダーの不具合など、何らかの事情により医療機関等でマイナ保険証を利用できない場合に、マイナ保険証と併せて提示することで受診できます。

満70歳になられる方へ

満70歳を迎える方には、誕生月の翌月(1日生まれの方は誕生月)に資格確認書または資格情報のお知らせが新たに送付されます。

(例) 8月1日に生まれた方 → 8月から該当
8月2日~末日に生まれた方 → 9月から該当
一部負担金の割合は、2割負担となります。ただし、現役並み所得のある世帯の方は3割となります。令和7年中の所得により、一部負担金の割合が判定されます。

転出後も引き続き、たつの市の国民健康保険に加入する学生、施設入所者等の方へ

大学・専門学校、施設入所等で市外へ転出し親元等を離れて生活する方で、たつの市の国民健康保険に引き続き加入する方は申請が必要です。すでに申請されている方も、資格確認書等の更新に併せて再度申請が必要です。

申請に必要なもの

- 学生証の写しまたは在学証明書(学生のみ)
 - 施設入所等の証明書(施設入所者のみ)
 - 新住所の住民票(写し可)
 - マイナンバーが分かるもの
 - マイナンバーカード等の顔写真入りの身分証明書
- ※すでに申請されている方で、申請後転居等により住所変更されている方は住民票が必要です。

国民健康保険の脱退手続きはお忘れなく

保険証廃止後も社会保険や国保組合の資格を取得された場合は、窓口にて国民健康保険脱退手続きが必要です。自動的に資格は喪失されませんのでご注意ください。

令和8年8月診療分から自己負担限度額が変わります

詳しくは健康ライフたつの7月号をご確認ください。

▶ 国保医療年金課 (☎64・3149)、地域振興課 (☎75・0253)、地域振興課 (☎72・2523)、地域振興課 (☎322・1451)



介護保険料について

介護保険とは 介護を必要とする方や介護している方々を、社会全体で支え合う制度です。要介護等の認定を受けた方が、利用料(利用限度額内)の1~3割の負担で介護サービスを受けることができます。

介護保険料はどうやって納めるの?

- 40歳~64歳の方** 加入している医療保険によって、納め方や介護保険料の額が異なります。
 - 国民健康保険に加入している方: 国民健康保険税の中に介護保険分が含まれており、世帯主の方が納めます。
 - 職場の医療保険に加入している方: 給与および賞与から徴収されます。40~64歳の被扶養者の方は、介護保険料を個別に納める必要はありません。
- 65歳以上の方** 医療保険料とは別に介護保険料を納めていただきます。

介護保険料の額は? 介護保険料は3年ごとに見直します。たつの市ではご本人の所得や世帯の状況を考慮し、65歳以上の方の介護保険料を13段階に分けて設定しています。

所得段階	保険料率	介護保険料(年額)	対象者の内容
第1段階	基準額×0.285	19,494円	生活保護受給者 市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税で、 公的年金等収入額+年金以外の合計所得金額≤826,500円
第2段階	基準額×0.485	33,174円	世帯全員が市民税非課税で、 826,500円<公的年金等収入額+年金以外の合計所得金額≤120万円
第3段階	基準額×0.685	46,854円	世帯全員が市民税非課税(上記以外の方)
第4段階	基準額×0.90	61,560円	本人が市民税非課税、世帯に市民税課税者がいる方で、 公的年金等収入額+年金以外の合計所得金額≤826,500円
第5段階	基準額(5,700円)	68,400円	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる方(上記以外の方)
第6段階	基準額×1.20	82,080円	本人が市民税課税(合計所得金額が120万円未満)
第7段階	基準額×1.30	88,920円	本人が市民税課税(合計所得金額が120万円以上210万円未満)
第8段階	基準額×1.50	102,600円	本人が市民税課税(合計所得金額が210万円以上320万円未満)
第9段階	基準額×1.70	116,280円	本人が市民税課税(合計所得金額が320万円以上420万円未満)
第10段階	基準額×1.90	129,960円	本人が市民税課税(合計所得金額が420万円以上520万円未満)
第11段階	基準額×2.10	143,640円	本人が市民税課税(合計所得金額が520万円以上620万円未満)
第12段階	基準額×2.30	157,320円	本人が市民税課税(合計所得金額が620万円以上720万円未満)
第13段階	基準額×2.40	164,160円	本人が市民税課税(合計所得金額が720万円以上)

- 令和8年度介護保険料の特例措置について
令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額の見直しが行われましたが、令和8年度の介護保険料は、税制改正前の給与所得控除額で算定する特例措置が講じられます。対象者は、令和8年1月1日および4月1日にたつの市に住民登録がある方のうち、令和7年中(1月~12月)の給与収入が55万1,000円以上190万円未満の方です。次の1および2を適用して、介護保険料を算定します。
 1. 給与所得控除の最低保障額を税制改正前の55万円として介護保険料を算定します。
 2. 市民税非課税の方は、介護保険独自の判定で課税・非課税を決定します。このため、市民税の課税状況と介護保険料の課税状況が一致しない場合があります。※令和7・8年度ともに市民税非課税の方については、特例減免が適用される場合があります。対象となる方には、減免申請書を送付します。

保険料を滞納すると 特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて保険給付が一時差し止めになったり、利用者負担が3割(負担割合証に3割と記載されている方の場合4割)になる措置がとられます。

▶ 高齢福祉課 (☎64・3155)、地域振興課 (☎75・0255)、地域振興課 (☎72・2523)、地域振興課 (☎322・1451)